

平成 22 年 2 月 10 日

厚生労働省

大臣政務官 足立 信也 殿

社団法人 日本産科婦人科学会

理事長 吉村泰典



出産育児一時金制度の抜本的改革に関する要望書

日頃、わが国の産科・救急医療の危機的状況をご理解いただき、その再建のためにご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。さて、平成 21 年 10 月の出産育児一時金の直接支払制度導入に際しましては、現場の状況を適確に判断していただき、厚生労働省による「対応困難な医療機関等に対する当面の取扱いとして、その適用を今年度中猶予する」決定に際して、強力な支援をしていただきました。わが国の産科・周産期医療に関する専門家団体として、あつく御礼を申し上げます。

出産育児一時金は、「健康保険法等の医療保険各法に基づく保険給付（現金給付）として、出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るために支給されるもの」であり、本来その給付は、被保険者に対して出産後すみやかに直接行われるべきものです。これまでの制度では、出産から給付までに相当程度の期間があり、それが出産する方の負担感をもたらしてきました。今回の制度変更の際に、この保険者の給付手続きに起因する給付遅延を温存したまま被保険者の負担軽減を行おうとしたため、新たな制度は「代理契約に基づく医療機関への直接支払」という複雑で、現場の負担が大きいものになってしまいました。本来保険者と被保険者の間で行われるべき手続きと給付に分娩施設が介在する制度設計としたところに非常に大きな無理があり、抜本的な再検討が必要と考えられます。

出産する方の負担を軽減するためのもっとも合理的な方法は、「出産育児一時金の給付の迅速化」です。今回の猶予期間に是非、出産育児一時金という出産する方への大切な直接支援制度の抜本的な改革と大幅な拡大をご検討いただきたくお願い申し上げます。

今回導入された出産育児一時金直接支払制度は、緊急の少子化対策として、まとまった出産費用を事前に準備することなく出産にのぞむことができるように、出産する方の経済的負担を軽減することをその目的としています。制度の目的につきましては、わが国の将来に関わるきわめて重大な問題である少子化問題への施策として、本学会として賛同の意を表するものです。しかしながら、今回の制度設計におきましては、軽減される出産する



社団法人 日本産科婦人科学会

〒113-0033 東京都文京区本郷2丁目3番9号 ツインビュー御茶の水3階

TEL : 03-5842-5452

FAX : 03-5842-5470

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp

方の負担の大部分を分娩施設が肩代わりする結果になっています。有床診療所と助産所という零細分娩施設が出産全体の 48%を担当しているわが国の現状を考慮すると、この制度の導入が地域産科医療提供体制の確保にとって、深刻な問題を引き起こすことは明白です。今、わが国では分娩施設の減少が重大な社会問題となっています。地域の分娩施設の確保は必須課題であり、産科医療提供体制の中でももっとも脆弱な部分に過大な負担のかからない制度へと変更する必要があると考えられます。

日本産科婦人科学会は、今回の問題が産科医療提供体制に及ぼす影響の大きさを踏まえ、以下のように要望いたします。なにとぞご検討のほど、お願い申し上げます。

要望事項

1. 平成 22 年度には、今回導入された直接支払制度を廃止し、被保険者が出産直後に出産育児一時金の給付を受けることのできる制度を導入すること
2. 制度導入時に被保険者、保険者、分娩施設に過剰な負担がかからないよう配慮すること
3. 直接支払制度による現場の分娩施設の負担軽減措置を早急を実施すること
4. 平成 23 年度には、出産育児一時金を 55 万円程度まで増額し、被保険者の出産前後の経済的な負担をさらに軽減する制度を整備すること